

気象警報等の発表時における児童生徒の登下校について

1 始業前

- (1) 大雨・暴風・大雪・暴風雪・津波に関する特別警報（含む、大津波警報）または警報の発表について

ア 午前6時00分に発表中の場合

学校所在地（津市）・・・全児童生徒を自宅待機とする。

児童生徒の居住地・・・該当地域の児童生徒を自宅待機とする。

イ 午前8時30分に発表中の場合

学校所在地（津市）・・・学校を臨時休業日とする。

児童生徒の居住地・・・該当地域の児童生徒を自宅待機とする。

ウ 午前8時30分までに解除の場合

学校所在地（津市）・・・授業日とし、保護者に授業開始時刻などの連絡を入れる。

児童生徒の居住地・・・学校所在地（津市）に上記の警報等が発表されていない場合、登校・待機の判断を保護者に委任し、保護者からの連絡を受ける。登校に支障がある場合は自宅待機とする。

- エ 上記の警報等の発表中に登校してきた児童生徒については、保護者に連絡を入れ、原則として速やかに下校させる。なお、下校時間・方法等については気象状況等に応じて判断し、保護者に連絡を入れる。

- (2) その他の警報・特別警報・注意報の発表について

学校所在地（津市）・・・その都度状況の判断を行い、自宅待機の判断をした場合のみ、保護者に連絡を入れる。

児童生徒の居住地・・・居住地域や通学路の状況（気象、交通機関、道路、浸水等）の判断を保護者に委任し、保護者からの連絡を受ける。登校に支障がある場合は自宅待機とする。

- (3) 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発表について

ア 学校所在地（津市高茶屋地区）に発表の場合

その都度状況の判断を行い、6時00分からの一時間を目途にして保護者に連絡を入れる。

イ 児童生徒の居住地（指定地区）に発表の場合

地域状況等の判断を保護者に委任し、保護者からの連絡を受ける。

2 始業後

- (1) 大雨・暴風・大雪・暴風雪に関する警報または特別警報の発表について
 - ア 学校所在地（津市）・・・直ちに授業等を中止し、原則として速やかに児童生徒を下校させる。なお、下校時間及び方法等については気象状況等に応じて判断し、保護者に連絡を入れる。
 - イ 児童生徒の居住地・・・該当地域の児童生徒を、原則として速やかに下校させる。なお、下校時間及び方法等については気象状況等に応じて判断し、保護者に連絡を入れる。

- (2) その他の警報・特別警報・注意報の発表について
その都度状況の判断を行い、下校の必要がある場合は保護者に連絡を入れた上で、児童生徒を下校させる。

- (3) 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発表について
その都度状況の判断を行い、下校の必要がある場合は保護者に連絡を入れた上で、児童生徒を下校させる。

II 東海地震に関連する情報に伴う対応について

1 「東海地震予知情報」・「東海地震注意情報」が発表された場合

- (1) 児童生徒在校中
直ちに授業等を中止し、原則として速やかに児童生徒を下校させる。なお、下校時間・方法等については適宜判断し、保護者に連絡を入れる。
- (2) 児童生徒登下校中
原則として、学校に報告してある下校方法に基づいて通学路上の現在地点から速やかに下校させる。
- (3) 児童生徒在宅中
学校を臨時休業日とする。

2 「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表された場合

- その都度状況の判断を行い、下校の必要がある場合は保護者に連絡を入れた上で、児童生徒を下校させる。

III その他

- 1 寄宿舎開舎中における寄宿舎生は、寄宿舎を自宅（居住地）とみなす。
- 2 上記ⅠおよびⅡの定めにかかわらず、学校長が適切な処置を講ずることがある。